

大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めることにより、わかりやすく実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った効果的な県行政を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画をいう。

一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画その他これに類するもの（計画期間が五年未満のものを除く。）のうち、県行政の運営上特に重要なもの

(議会の議決等)

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は計画期間中に廃止をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 知事等は、前項の議決を経て、基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(立案過程における議会への報告)

第四条 知事等は、基本的な計画を策定し、又は変更しようとするときは、立案過程において、その目的、理由及び概要等を、計画期間中に廃止をするときはあらかじめその理由を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告等)

第五条 知事は、毎年度、第二条第一号に規定する計画についての実施状況を議会に報告するとともに公表しなければならない。

2 議会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、第二条第二号に規定する計画に係る実施状況の報告を求めることができる。

3 知事等は、前項の報告を求められたときは、速やかに、当該計画に係る実施状況を議会に報告するとともに公表しなければならない。

(知事等への意見)

第六条 議会は、県行政の計画的かつ効果的な推進のために新たに基本的な計画を策定する必要があると認めるとき、又は策定されている基本的な計画の変更若しくは廃止をする必要があると認めるときは、知事等に対し意見を述べることができる。

2 知事等は、前項の規定により意見が述べられたときは、その意見に対し、議会に見解を述べるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行し、同日以降に策定される基本的な計画について適用する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は第二条第一号に規定する計画と、次に掲げる計画は第二条第二号に規定する計画とみなす。
 - 一 大分県行財政改革プラン
 - 二 大分県民福祉基本計画
 - 三 大分県次世代育成支援行動計画
 - 四 大分県新環境基本計画
 - 五 おおいた男女共同参画プラン
 - 六 おおいた農山漁村活性化戦略2005
 - 七 おおいた土木未来プラン2005
 - 八 新大分県総合教育計画